

【情報無料提供】

「熱中症対策義務化と企業の対策」

(二社) 名北労働基準協会 企業内コンプライアンス教育推進室長

作業環境測定士 杉山正義

令和7年4月15日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(令和7年4月15日厚生労働省令第57号)が公布され、熱中症対策を事業者に義務付けることとなり、施行が令和7年6月1日と近づいている事もあり、改正に係るお問合せが多くなっています。

従いまして、今月号及び次号の2回にわたり熱中症対策義務化、作業環境の整備等につきまして解説いたします。

近年の地球温暖化を背景に夏季の気温の上昇、梅雨時期は湿度が高くなる等のため、6月からも真夏と同様な熱中症対策が必要となるために早期の対応が望まれます。

なお、改正の趣旨としては、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、

熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、
◎早期発見のための体制整備
◎重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
◎関係業者への周知を義務付けることであり、対象となるのは、

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業
となります。

これらの対応を怠ると「6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金」が適用されます。

また、令和5年職場における熱中症による休業4日以上、労働災害発生状況は、死傷者数1106人、うち

死亡者数は31人と顕著な増加傾向となっています。

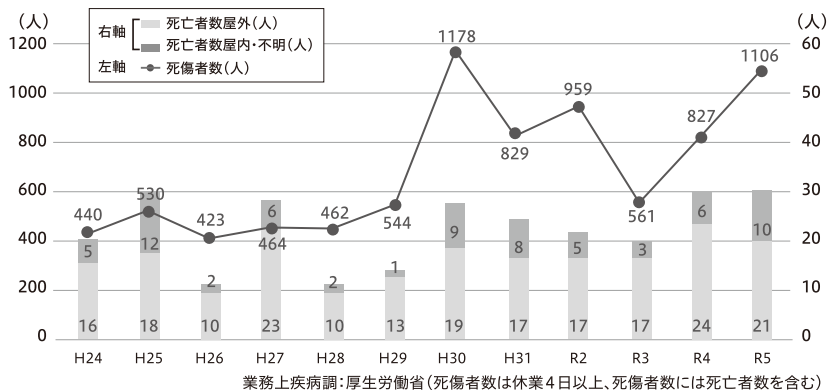
(別掲参照)

以上のことから、社員の方々の健康や命を守るため、熱中症予防対策の第1歩であるWBGT値(暑さ指数)の測定が必須となりますので「熱中症対策義務化対応総合支援事業」を活用いただき、内容をご理解のうえ熱中症予防対策にご尽力ください。

愛知県下各労働基準協会では「熱中症対策義務化対応総合支援事業」として、次の支援を実施しています。

(1)「熱中症対策義務化緊急無料説明会」開催(会場参加・イ

(別掲) 職場における熱中症の災害発生状況(厚生労働省発行「職場における熱中症対策の強化について」より)



載。

(3) 無料相談(随時)

労働基準協会共通無料相談センター「企業の労働110番」で相談が可能。

(4) DVD無料貸出(随時)

労働基準協会会員企業に限り、熱中症防止対策のDVDを無料貸出しします。

(5) 熱中症予防管理者研修の実施(有料)

熱中症を理解し予防対策を学ぶ、管理者・職長等を対象とした通達教育(約4時間)。実施11名北労働基準協会及び名古屋南労働基準協会

(6) ネット研修(随時・有料) 現場管理者・作業従事者向けインターネット研修の実施。受講人数によらず費用は22,000円(税込)



1. 厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」リーフレット
2. 愛知県下各労働基準協会「熱中症対策総合支援事業」

※本誌7ページ「行政の焦点」も併せてご覧ください。

【情報無料提供】

「熱中症対策義務化と企業の対策」(2)

(一社) 名北労働基準協会 企業内コンプライアンス教育推進室長
作業環境測定士 杉山正義

今月号では作業環境の整備等を解説いたします。

熱中症のリスクを増大させる要因としては「気温」、「湿度」、「輻射熱」、「気流」があり、暑熱環境のリスク評価には、評価の指標としてWBGT(暑さ指数)及び気温を活用します。(別掲)

また、作業場における熱中症を予防するために「作業環境管理」、「作業管理」、「健康管理」、「労働衛生教育」及び「救急処置」により熱中症予防対策を講じる必要があります。

1、作業環境管理
(1) WBGT値の低減
WBGT基準値を超え

又は超えるおそれがある作業場(高温多湿作業場所)においては、「熱を遮る遮熱物」、「直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根」、「適度な通風や冷房の設置。(屋内では除湿機能があることが望ましい)」等があり、スポーツクーラー、扇風機やミストシャワー等が有効です。ただし、通風が悪い作業場での散水はかえって湿度が上昇するおそれがあります。

(2) 休憩場所の整備
● 高温多湿作業場所の近くに、冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい作業場所を設ける
● 高温多湿作業場所やその近くに氷、冷たいおしぼり、水風呂やシャワー

2、作業管理
(1) 作業時間の短縮等
作業の状況により「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避ける」、「作業

等の適度に冷やすことができる物や設備を整えるように努めてください

● 水分及び塩分の補給を定期的にかつ容易に行えるように高温多湿作業場所に飲料水等の備え付け等を行う

場所の変更」に努める。

(2) 熱への順化

計画的に、熱への順化期間を設ける。作業者が暑熱順化していない状態から7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くします。暑熱が進むと発汗量や皮膚血液量が増加し、発汗による気化熱や身体表面から熱を逃がす熱放散がしやすくなる。

(3) 水分及び塩分の摂取
自覚症状の有無に関わらず、作業の前後や作業

熱中症対策義務化対応総合支援事業



業種を問わず熱中症が激増 熱中症対策が罰則付きで義務化

熱中症による死亡災害が多発し、死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍あること、死亡者の約7割は屋外作業中であるため、気候変動の影響により更なる増加が懸念されることから、本年6月1日に労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が罰則付きで義務化されます。

労働基準協会では、法的義務化を機会に対策がまだ十分でない企業への支援として下記の「熱中症対策義務化対応総合支援事業」を実施いたします。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1. 熱中症対策義務化緊急説明会(無料) | 2. 情報提供(無料) |
| 3. 相談対応(無料) | 4. DVD貸出(会員限定・無料) |
| 5. 熱中症予防管理者研修 | 6. 作業場向けインターネット研修 |

主催 愛知県下各労働基準協会
愛知 名古屋 岐阜 富山 石川 福井 山梨 長野 新潟 北陸 西尾 労働基準協会

(別掲)

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、次式により算出されます。

①屋内、屋外で太陽照射のない場合(日かげ)

$$WBGT値 = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

②屋外で太陽照射のある場合(日なた)

$$WBGT値 = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

中の定期的な水分及び塩分の摂取を指導し、作業中の巡視における確認等により、その摂取を徹底する。

(4) 服装等

熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避けてクールジャケット等の透過性・通気性の良い服装を着用させ、直射日光下では通気性の良い帽子（クールヘルメット）などを着用する。

(5) 作業中の巡視

高温多湿作業場の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的に水分及び塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常はないかを確認するとともに、熱中症が疑われる兆候が表れた場合には、作業の中断などの必要な措置を講じる。

3、健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

労働安全衛生規則の規

定に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響のおそれがある疾患と密接に関係する血糖検査、尿検査、血圧測定、既往歴等の調査が含まれ、異常所見があると診断された場合あるいは前述の疾患を治療中の労働者については、作業の可否、作業を行う場合の留意事項などについて、産業医・医師（主治医）などの意見を聴き、必要があると認められるときには、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講ずることが義務付けられた。

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水症状などは熱中症の発症があることに留意し、日常の健康管理についての指導、必要に応じて健康相談を行うこと。

(3) 労働者の健康状態の確認

作業開始前・作業中の巡視などにより、労働者の健康状態の確認をすること。

(4) 身体状況の確認

休憩場所等に体温計、体重計等を備え、必要に応じて、体温、体重その他の身体状況を確認できるようにすることが望ましい。

4、労働衛生教育

作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ次の事項につき、労働衛生教育を行う。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例

なお、(2)の事項には熱中症予防対策を含みます。

5、救急処置

あらかじめ、病院や診療所などの所在地や連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関

係者に周知するとともに、熱中症を疑わせる症状が認められた場合は、救急処置として涼しい場所

熱中症対策にご尽力ください。

(おわり)

身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。また、必要に応じて、救急隊を要請し、または医師の診察を受けさせる。

上記、1～5のような

当協会のホームページでは「熱中症対策義務化対応総合支援事業」をはじめ、本誌R7年6月号掲載記事をご覧ください。ぜひご利用ください。

対策が必要です。具体的には「熱中症対策義務化対応総合支援事業」をご利用いただき、引き続き



労働安全衛生協会
「熱中症対策義務化対応総合支援事業」

全国産業安全衛生大会 IN 大阪・近畿

特設ウェブサイトよりお申込み受付中!!

全国産業安全衛生大会 IN 大阪・近畿

9月10日(土) 9月12日(月)

会場：インテックス大阪 (大阪府大阪市)
インテックス大阪・ATCホール

一般 1名 16,500円(税込)
中・大企業賛助会員 1名 8,250円(税込)

参加お申込みは特設ウェブサイト(4月中旬オープン)から!
6月上旬より受付開始
<https://j-lppf2.jp/jisha-taikai/2025/> 各のQRコードからアクセスできます

JISHA 中災防



「参加案内書」をご希望の方は、当協会総合受付まで

(052) 9611-1666